

尼崎市都市計画審議会議事規程

制定	昭和44年12月1日
沿革	昭和47年4月1日
	昭和51年11月1日
	平成元年4月1日
	平成12年7月1日
	平成15年8月1日
	平成17年8月1日

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、尼崎市都市計画審議会条例(昭和44年尼崎市条例第42号。以下「条例」という。)第9条の規定により尼崎市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員 条例第2条に規定する委員をいう
- (2) 臨時委員 条例第3条第1項に規定する臨時委員をいう
- (3) 専門委員 条例第3条第2項に規定する専門委員をいう

(会長の選挙)

第2条の2 会長の選挙は無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときはくじで定める。
- 3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推薦の方法を用いることができる。

(職務代理者)

第3条 条例第5条第3項に規定する会長の職務を代理する者は2人とし、会長があらかじめ定めた順序により会長の職務を行う。

(参集)

第4条 会長は審議会を招集しようとするときは、開会の日より少なくとも3日前までに招集の日時、場所及び会議の事項を委員並びに当該事項に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、開会の前日までにこれらの事項を委員等に通知して、審議会を招集することができる。

- 2 前項の通知を受けた委員等は、開会の定刻前に指定された場所に参集し、その旨を会長に通告しなければならない。
- 3 委員等は、事故等のため出席できないときは、その理由をつけ、招集の日の開議時刻までに会長に届けなければならない。

(臨時議長)

第4条の2 条例第5条第1項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の委員が臨時に議長の職務を行う。

(会議の公開)

第 4 条の 3 会議は原則として公開とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 尼崎市情報公開条例 (平成 1 6 年尼崎市条例第 4 7 号) 第 7 条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる恐れがある場合

2 前項の規定に基づく会議の非公開については、会長が審議会に諮り決定する。

3 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(会議の開会の宣告等)

第 5 条 会議の開会、閉会又は休憩等は、会長が宣告する。

2 会長が閉会又は休憩等を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(離席の制限)

第 6 条 委員等は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(議題の宣告)

第 7 条 会長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。

(議案の説明)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、幹事に議案の説明、又は報告を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、会長は議案の説明のため、関係人の出席を求めることができる。

(議 決)

第 9 条 議案は、説明及び質疑が終わった後、議決しなければならない。

(発言の手續及び順序)

第 1 0 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「会長」と呼び、会長の許可を得た後、発言しなければならない。

2 2 人以上の者が挙手して発言を求めたときは、会長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(質疑等)

第 1 1 条 委員及び臨時議員は、議題について自由に質疑し、意見を述べるすることができる。

(発言の範囲)

第 1 2 条 発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。ただし、動議については、この限りでない。

(質疑終局の動議)

第 1 3 条 質疑が多数あるため、質疑を終局することが困難であるときは、委員及び臨時委員は、質疑終局の動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、会長は直ちに会議にはかり、これを決しなければならない。

(質疑終局の宣告)

第14条 すべての質疑が終わったとき、又は前条第1項の動議が可決されたときは、会長は、質疑終局を宣告して表決に付さなければならない。

(表決の宣告)

第15条 会長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する議題を宣告しなければならない。

2 会長が前項の表決の宣告をした後は、何人も、議題について発言することができない。

(表決)

第16条 表決の宣告の際、現に会場にいない委員及び臨時委員は、表決に加わることができない。

2 表決には、条件を付けることができない。

3 委員及び臨時委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(表決の方法)

第17条 表決の方法は、投票、起立及び異議の有無による表決の3種とし、会長が適宜これを用いる。

2 会長は、表決の結果を直ちに宣告しなければならない。

(会議録の作成)

第18条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

(会議録記載事項)

第19条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の開催の日時及び場所

(2) 出席した委員等及び欠席した委員等の氏名

(3) 会議に出席した幹事及び関係人の職氏名

(4) 会議に付された事件及びその内容

(5) 議事の概要及びその経過

(6) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める事項

(会議録署名者)

第20条 会議録に署名する委員は2人とし、その日の会議において会長が指名する。

(庶務)

第21条 審議会の庶務は、都市局で処理する。

(補則)

第22条 この規程の疑義のある事項は会長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかって決める。

付則

(施行日)

この規程は、昭和44年12月1日から施行する。

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、昭和51年11月1日から施行する。

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

この規定は、平成12年7月1日から施行する。

この規定は、平成15年8月1日から施行する。

この規程は、平成17年8月1日から施行する。